

委員会提出議案第 5 号

専決処分事項の指定についての一部改正

上記の議案を提出する。

令和 7 年 5 月 3 0 日

提出者 議会運営委員長 宮 本 和 実

提案理由

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により議会が指定する市長の専決処分事項を改めるため、提案するものであります。

専決処分事項の指定についての一部改正

専決処分事項の指定について（昭和５４年３月１２日議決）の一部を次のように改正する。

前文中「昭和５４年４月１日以後において」を削る。

第３項を次のように改める。

- 3 市が当事者である訴えの提起（市が申し立てた支払督促に係るものに限る。）又は和解（訴訟上の和解にあつては，市が申し立てた支払督促に係るものに限る。）で，その目的の価額が１００万円以下のもの

附 則

この議決の効力は，議決の日から生じるものとする。